

創世記2章18-24節

ヘブル人への手紙2章9-18節

マルコによる福音書10章2-9節

本日の福音書は、イエス様とファリサイ派の人々との離縁についての議論のお話です。離婚が主題の箇所ではありますが、逆に言えば、結婚について教えている箇所ともいえます。新約聖書に結婚についての記述はいくつかありますが、イエス様が結婚について教えておられる箇所は、ここと平行箇所（マタイ19:1-12）だけです。

聖書日課は、10章2節からこの物語が始まっていますが、新共同訳聖書は、1節からこの物語が始まっています。1節を補ってみますと、そこには、「**イエスはそこを立ち去って、ユダヤ地方とヨルダン川の向こう側に行かれた。群衆がまた集まって来たので、イエスは再びいつものように教えておられた**」とあります。物語の流れを考えますと、この部分を含めて物語と見た方が良いと思います。なぜなら、イエス様は、山上の変貌の後、奇跡を行い、ガリラヤを通過して旅を続けます。そして「**ユダヤ地方とヨルダン川の向こう側**」に行かれたのですが、その地は、今までのガリラヤ地方とは異なるからです。異なる点は、そこが保守的なユダヤ教の影響が強いところだということです。言い換えれば、イエス様の敵対者が多い場所です。しかし、そこでも群衆は集まります。そしてイエス様も今まで通りに教えを語っておられました。その群衆がイエス様に友好的であるかどうかは不明ですが、そのような中で、「**ファリサイ派の人々が近寄って、「夫が妻を離縁することは、律法に適っているでしょうか」と尋ねた**」（マルコ10:2）とつながっているのです。この物語は、群衆に囲まれている中、敵対者のホームグラウンドで、イエス様が突然質問され始めたのでした。

ファリサイ派の質問の言葉の後に、語り手が「**イエスを試そうとしたのである**」と明示しています。彼らは分からないから質問したのではありませんでした。イエス様がどのように応えるかによって、あるいはどのように答えたとしても陥れようとしていたのです。

「マルコによる福音書」が書かれた時代の『聖書』は、旧約だけですが、そこにある「申命記」24章は、離縁を認めています。ただし、軽々しい離婚は、多くはなかったようです。そして、現代と同じように離婚は、様々な問題を起こしていたようです。離縁された女性が路頭に迷う場合も多々あったようですし、また逆に離縁状と一緒にそれなりの慰謝料も必要とされましたから、お金がないと離縁もできないという状況もあったようです。どのような離婚のあり方が、律法にかなっているか否か、それを判断することを依頼されるのが、律法学者ですが、ファリサイ派の人々は、その中でも、律法を厳密に考え、また倫理的にも厳格な人々ですので、律法では許していても、離婚はよくないという考えに

は立っていたようです。

これらのことから、イエス様は、律法にかなっていると答えたとしても、それは現実の問題を直視していないと批判され、律法にかなっていないと答えれば、しっかりと律法を学んでいないと批判されると予想されます。後で出て来る、皇帝に税金を払うことについての質問と似ています。

彼らの質問に対して、イエス様は、直接そのことに応えずに「**モーセはあなたたちに何と命じたか**」と質問します。それに対して、ファリサイ派の人々は、「**モーセは、離縁状を書いて離縁することを許しました**」と答えます(10:3-4)。律法にそのように書いてあるのですから、ここで議論は終わっているともいえません。ファリサイ派の人々は、自らの質問に、自らの言葉で答えてしまったからです。しかし、イエス様はここで議論を終わりにしませんでした。「**あなたたちの心が頑固なので、このような掟をモーセは書いたのだ**」という彼らへの批判を続けるからです。

「**心が頑固なので**」という部分は、「頑なな心」という単語が使われています。直訳すれば「あなたがたの頑なな心のゆえに」となります。「頑なな心」、この単語の用例は新約聖書全体で3回しかありません。この部分とその並行箇所のみタイ19章8節「**あなたたちの心が頑固なので**」、そしてマルコ福音書の補われた末尾の部分16章14節「**その不信仰とかたくなな心をおとがめになった**」だけです。この「頑なな心」という単語は、「激しい、荒々しい、厳しい」などを意味する形容詞と、「心、ハート」を意味する名詞から形成される単語です。また、「心」という名詞の用例が多数ある一方で、「頑なな」という形容詞の用例は珍しく、新約聖書全体で5か所しかありません(マタイ25:24、ヨハネ6:60、使徒26:14、ヤコブ3:4、ユダ1:15)。

「頑なな心」あるいは新共同訳の「心が頑固」、この表現は、厳格である反面、柔軟性がない心のあり方を示しています。確かにファリサイ派の人々は、いい加減ではなく、律法を厳密に守ろうとした人々です。その意味では正しい人々です。しかし、イエス様が頑なな心と語ったのは、そのような律法への厳密さ、正しさをもった態度を批判するためではありません。彼らの心のあり方に「乱暴さ、酷さ、冷たさ」を見出したのだと思います。つまり、ファリサイ派の人々の律法の守り方は、人を愛し慰めるのではなく、人を傷つけることがある。その点を指摘したのだと思います。実際、ファリサイ派の人々が、イエス様に律法について質問した本当の理由は、離縁に対する律法の解釈の可能性を議論したり、また律法の真意を探ったりするためではありませんでした。イエス様と共に律法を学んで、心理を探求しようという試みではなかったのです。イエス様の落ち度を探し出し、批判し、傷つけるためでした。そのためイエス様は、主なる神様がなぜ律法を人間に与えたのか、その根本にかかわる事柄を問題にしたのでした。

このイエス様のファリサイ派批判には、律法の本来の趣旨を忘れないように

という意味があります。律法は法律ですが、人間が主なる神様の意志通りに生きるために守るということが大前提です。言い換えれば、主なる神様の愛が先にあり、その愛への答え方が律法なのです。守るも守らないも人間の自由なのではなく、また、人間がその欲望を満たすために、自分の行為に主なる神様のお墨付きをつけるために存在するのでもありません。離婚の規定があったとしても、それは人間が欲望を満たすための手段として、存在するわけではないのです。

そのことを伝えるためにイエス様は答えを続けます。「しかし、天地創造の初めから、神は人を男と女にお造りになった。それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。だから二人はもはや別々ではなく、一体である。従って、神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない」(10:6-9)。本日の旧約日課は、まさにイエス様が引用したこの箇所です。

わたしたちは、イエス様の教えを知っていますので、この「創世記」のお話を、結婚に関する部分であるとすぐに理解し、受け止めてしまいます。しかし、この部分の第一の主旨は、結婚についての教えることではありません。この箇所は「男」と「女」と訳されていますが、原語では、また引用元のヘブライ語聖書でも、そのギリシア語翻訳の七十人訳でも「雄」「雌」という言葉が用いられています。「男」と「女」と訳してもかまわないのですが、多くの英語の聖書では、「雄」(male)「雌」(female)と訳されています。新共同訳でもノアの箱舟の物語では「また、すべて命あるもの、すべて肉なるものから、二つずつ箱舟に連れて入り、あなたと共に生き延びるようにしなさい。それらは、雄と雌でなければならぬ」(創6:19)と訳しています。それは、この箇所が人間の本質についての教えであるからです。つまり、人間は、単体で存在するように創造されたのではなく、最初から対となるように創造されたということです。

このような人間の本質を示す箇所を、結婚の規定として拡大解釈したのが、イエス様の教えです。つまり、律法には、結婚、あるいは離婚についての様々な規定がある。しかし、結婚は、天地創造の初めからの規定であり、人間同士で勝手に結び付いた現象ではなく、主なる神様が結びつけた現象である。だから人間の考えや思いで、離婚をしてはならないという内容です。イエス様は、離婚が律法にかなうか否かという問いではなく、結婚を通して、どのような主なる神様の意思を示すことができるかを問うているのです。

イエス様が主張したいことは、天地創造の初めから、すべての被造物は、雄(男)と雌(女)に作られたが、それを人間の事柄として特化して考えるとどうなるかということです。人間の場合は、「人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。だから二人はもはや別々ではなく、一体である」(10:7-8)と聖書が示しているとおりのことである。しかし、それ以上の事柄がある。人間の場合は、ほかの動物とは異なり、主なる神様の前で結婚という聖なる儀式を通して結びついた。だから、ほかの被造物とは異なり、「神が結び合わせてくださった

ものを、人は離してはならない」(10:9)と教えているのです。ただしそれは、いわゆるアンドロギュノス神話と同一ではありません。完全体が分かれたのではなく、主なる神様は別々に創造されたが、相手を他者として一つになりなさいと命じているからです。

これらのイエス様の言葉は、イエス様が結婚について教えている唯一の箇所だとお伝えしましたが、それゆえに、ここから結婚に関する教会の倫理の基礎が作られます。同時に、そうであるがゆえに、この箇所は、今日その倫理を再考察するときには考察対象にもなるのです。

「創世記」は、本日の旧約日課である人の創造の後、「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ。海の魚、空の鳥、地の上を這う生き物をすべて支配せよ」

(創 1:28)と続けています。そこから考えますと、創世記の「男(雄)と女(雌)」に作られたという意味は、二人という単位を通して、社会の基礎が作られ、そこから子どもを通して社会が発展することが前提となっているといえます。主なる神様の与えた律法も、それが前提となっているといえます。イエス様は、その「創世記」の原点に立ち返れという意味でこの箇所を引用したのでしょうか。確かにそうだと考えられます。しかし、イエス様のご生涯の働き、そして十字架の受難の出来事に至る働きを見ると、単に律法の初心に帰れという事柄を伝えるためにだけに、そのように教えたとは思えません。この結婚に関する教えも、イエス様のご生涯と十字架の姿から考えなければならないと思います。

十字架の姿とは何か、それはどのような他者であっても、自分と同じ人間として、その意味で他者として受け入れることの大切さです。それを欠いてしまっただけでは、どれほど律法を实践したとしても、主なる神様の前によしとされません。なぜならば、すべて良しとされた世界で、主なる神様がすべてを異なる他者として、作られたからです。主なる神様が造られたすべての他者が受け入れあい、一体となる時、そこに平和が訪れる。神様が良しとされた世界が回復し始めるのです。イエス様は離縁の話の際も、そう教えているのだと思います。立ち返るべき点は、そこであって、そこからすべての教えを、そして倫理を問い直すことが、イエス様が、ここで教えておられることです。その教えは、律法学者に対してだけでなく、弟子たちに対しても向けられており、今日の教会に対しても向けられています。

公禱の礼拝が再開されました。まだ制限のある再開です。しかし、制限がある再開であっても、完全な再開であっても、このイエス様の教えの大切さは変わりません。わたしたち一人ひとりが、主なる神様に愛されていることを、礼拝の中で確認したいと思います。そして、その愛を、わたしたち自身が互いを他者として大切にしあう交わりを通して、示していきたいと思います。そのような教会のあゆみを、これからも形成していきたいと思います。